越谷市長 宛

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 □)

н	郵便番号:		電話番号:		FAX番号:					
申請	電子メールアドレス:				法人番号:					
者・届	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地									
出者	ا کر)) がな)	(生年月日)							
情報	申請	情者・届出者氏名 ※法人にあっては、その	年 月	日生						
	郵便	更番号:	電話番号:		FAX番号:					
	電子メールアドレス:									
	施設の所在地									
	(ふりがな)									
沿	施設の名称、屋号又は商号									
営業	(کہ	りがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・	と畜・食鳥				
施設		品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂 装を製造す	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む)						
情報				1	講習会名称 年	月 日				
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装									
	自動販売機の型番			業態	態					
	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □ HACCPの取組 □ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理									
業種に応じ	指定	三成分等含有食品を取り扱う施設								
心じた情										
	営業の形態				備考					
営業	1									
届出	2									
ш	3									
廃業年月日										
担	(ふりがな)				電話番号					
当者	担当者氏名									

申請者・届出者									
	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ た日から起算して2年を経過していないこと。								
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。								
情報	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの								
営	食品衛生法施行令第13 条に規定する食品又は 添加物の別 □③ 調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定								
業施	(ふりがな) 資格の種類								
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任 (変更) 届」も別途必要 受講した講習会 講習会名称 年							月 日	
	使月	 用水の種類				自動車登録番号	: ※自動車において調理をする営業の類	場合	
	 ① 水道水 (□水道水 □専用水道 □簡易専用水道) ② □①以外の飲用に適する水 								
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設					生食用食肉の加工又は調理を行う施設			
業種に	ふぐの処理を行う施設								
に応じた	(ふりがな)								
た情報	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定番号等								
yr.	□ 施設の構造及び設備を示す図面 □ □								
添付書									
書類									
^_									
	THE STATE OF THE S	午可の番号及び許可역	5月日	営	業の種	類	備考		
営	1	年 月	目						
業許可	2	年 月	目						
1 業種	3	年月	目						
	4	年 月	日						
備考		1 /1	Н						
	営	業施設符号:							